

一般社団法人  
兵庫県電業協会 会長 殿

国土交通省 近畿地方整備局  
災害時建設業事業継続力認定委員会事務局

## 令和5年度（前期）近畿地方整備局災害時建設業事業継続力認定制度における新規及び更新認定申込みの受付開始について（ご案内）

日頃は、国土交通行政にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

当整備局では、建設業の事業継続計画（BCP）策定の取組みを推進するため、『災害時建設業事業継続力認定制度』の取組みを平成24年度から開始し、現在、「災害時の事業継続力を備えている建設会社」として725社を認定しております。

さて、この度、令和5年度（前期）近畿地方整備局災害時建設業事業継続認定制度における新規及び更新の認定申込みの受付を下記のとおり実施いたします。

つきましては、所属されております皆様への周知について、ご協力いただきますようお願いいたします。

### 記

1. 申込期間 令和5年 5月 1日（月）～令和5年 7月14日（金）
2. 認定証交付日 <新規申込者>令和5年 9月下旬（予定）  
<更新申込者>令和6年 3月下旬（予定）  
現在の認定証の期限を6ヶ月延長します。（9月下旬交付予定）
3. 申込方法 各書類一式をPDF形式で保存してメールにて送付  
メールアドレス【[kkk-kensetsugyobcp@mlit.go.jp](mailto:kkk-kensetsugyobcp@mlit.go.jp)】
4. 審査内容 書類審査（必要に応じて、電話又はメールによる内容確認）

詳しくは近畿地方整備局ホームページ内の近畿地方整備局災害時建設業事業継続力認定制度に関する特設ページをご一読いただきますようお願いいたします。

[https://www.kkr.mlit.go.jp/bousai\\_tec/kensetubcp/index.html](https://www.kkr.mlit.go.jp/bousai_tec/kensetubcp/index.html)

### <更新申込会社への留意事項>

既に認定を受け、認定期間が令和5年9月30日までとなっている会社におきましては、今回の申込期間において更新の手続きが必要となります。申込期間に申込まれた企業様については、現在の認定証の有効期間を令和6年3月31日まで延長した認定証を、9月下旬に交付する予定にしています。なお、更新の申込みの際、「計画の実効性の確保」及び「計画を継続的に改善する姿勢の維持」等についての記載内容を確認し、審査の結果、非認定となる場合がありますので予めご理解いただきますようお願いいたします。

### 【お問い合わせ窓口】

近畿地方整備局 防災室  
大阪府大阪市中央区大手前3-1-41 大手前合同庁舎  
TEL:06-6942-1141(代)  
近畿地方整備局 港湾空港部 港湾空港防災・危機管理課  
兵庫県神戸市中央区海岸通29番地 神戸地方合同庁舎  
TEL:078-391-3101